

# 耐震化で地震に備えましょう

園建築課耐震化促進係 (☎5722-9490)

阪神・淡路大震災により倒壊した建物の多くは、建築基準法の耐震基準が強化された昭和56年6月1日以前に建てられたものでした。

耐震診断やアドバイザーの派遣などの助成制度を設け、耐震化の支援を行っています。ぜひ、ご相談ください。

下表以外にも助成制度があります。詳細はホームページ(右コード)をご覧ください。



出典：一般財団法人消防防災科学センター

## 耐震化助成制度 (いずれも要件があります)

制度	対象	助成内容
耐震診断	木造住宅	診断費用の60%
	非木造住宅ほか	診断費用の1/2、上限60万円
	分譲マンション	診断費用の2/3、上限200万円
	緊急輸送道路沿道建築物	診断費用の1/2、上限200万円
	特定既存耐震不適格建築物	診断費用の1/2、上限200万円
耐震設計	木造住宅	設計費用の1/2、上限20万円
	非木造住宅ほか	設計費用の1/2、上限60万円
	分譲マンション	設計費用の2/3、上限200万円
	緊急輸送道路沿道建築物	設計費用の1/2、上限200万円
	特定既存耐震不適格建築物	設計費用の1/2、上限200万円
	特定緊急輸送道路沿道建築物	設計費用の1/3~5/6と国からの直接補助分1/6

制度	対象	助成内容
耐震改修	木造住宅ほか 課税世帯	改修費用の80%、上限150万円
	非課税世帯	改修費用の80%、上限180万円
	非木造住宅ほか	改修費用の1/3、上限300万円
	分譲マンション	改修費用の2/3、上限1,500万円
	緊急輸送道路沿道建築物	改修費用の1/3、上限1,500万円
	特定既存耐震不適格建築物	改修費用の1/3~5/6と国からの直接補助分1/15
除却	木造住宅	除却費用の1/2、上限50万円
除却・建て替え	特定緊急輸送道路沿道建築物	除却・建て替え費用の1/3と国からの直接補助分1/15
がけ・擁壁改修	2mを超える、がけ・擁壁	改修費用の1/2、上限100万円
耐震シェルターなどの設置	65歳以上世帯の木造住宅	設置費用の全額、上限30万円
アドバイザー派遣	木造住宅、分譲マンション、特定緊急輸送道路沿道建築物	全額助成



## 街をみどりに

園みどり土木政策課みどりの係 (☎5722-9355)

みどり豊かな街を目指し、屋上・壁面・接道部の緑化工事費用の一部を助成します。制度を活用して、家の周りにみどりを増やしませんか。工事開始前に申請が必要です。



### 屋上緑化助成

対象 (そのほかの要件あり)

- 建築物の屋上に1㎡以上を新たに緑化
- ※ 容量が100ℓ未満のプランターなどによる植栽は原則対象外
- ※ 軒・ひさしなどの下は対象外

助成内容

- 〈新植栽〉 土の厚さにより20,000~30,000円/㎡
- 〈既存樹木の移植〉 樹高・幹周りの長さにより1,000~10,000円/本
- 〈縁石設置〉 1,000円/m
- 〈自動かん水装置設置〉 2,000円/㎡

上限額

壁面緑化助成と合わせて70万円



### 壁面緑化助成

対象 (そのほかの要件あり)

- 建築物の壁面に最低1㎡以上で高さ2m以上を新たに緑化
- 建築物の外壁から50cm以内に植栽

助成内容

〈新植栽〉 施工方法により2,000~20,000円/㎡

上限額

屋上緑化助成と合わせて70万円



### 接道部緑化助成

対象 (そのほかの要件あり)

- 敷地面積500㎡未満の土地で、道路に面した場所に中高木を主体として1m以上を新たに緑化
- ※ 既存樹木の植え替えは対象外

助成内容

- 〈新植栽〉 2,000~27,000円/本
- 〈植栽基盤工事〉 3,000~20,000円/m
- ※ 縁石がある場合は5,000円/m追加
- 〈既存樹木の移植〉 幹周りの長さにより5,000~15,000円/本
- ※ 樹高1.5m以上が対象
- 〈掘撤去〉 9,000円/m
- ※ 植栽基盤工事の対象部分

上限額 40万円



## 応援します! 身近な街づくり

園都市整備課街づくり調整係 (☎5722-6846)

区には、区民の皆さんが日ごろ感じる、地域の問題をきっかけに、具体的な街づくりの取り組みにつなげる仕組みを整えた条例(地域街づくり条例)があります。身近な住環境で気になっていることなど、地域で話し合ってみませんか。街づくりに関する活動など、気軽にご相談ください。

みどり豊かな住環境を保っていききたい



もっと災害に強い街にしたい



商店街に活気を取り戻したい



地域街づくり研究会の登録

5人以上のグループで街づくり研究会として登録すると、専門家の派遣や活動費の助成が受けられます。

地域街づくり団体の認定

研究会の活動の輪を広げ、街づくり団体の認定を受けると、皆さんで「地域街づくり計画」や「地域街づくりルール」を作り、区と連携して街の改善や街並みの保存などに取り組むことができます。



「地域のみんなが主役! 身近な街づくり」パンフレットをご覧ください

パンフレットでは、街づくり条例を活用して、地域の街づくりを進めていく方法や流れを説明しています。ホームページ(右コード)をご覧ください。お問い合わせください。

